

《パブリックコメント》

宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）への意見募集について

～ 市民の皆さんのご意見をお寄せください ～

子どもの成長・発達という視点から乳幼児期は、その生涯にわたる人格形成の基礎を培い、生きる力を養う、極めて重要な時期です。

このことから、子ども自らがもつ力を伸ばすこと、またその力を引き出す環境を整え、集団とのかかわりや様々な体験を通じて、一人一人のもつ良さや可能性に働きかける乳幼児期の教育・保育を保障し、そこで培った育ちや学びを切れ目なく小学校教育につなげていくことが必要です。

そのためには、公立の幼稚園、保育所が宇治市にある多くの私立幼稚園、民間保育園、認定こども園と施設類型を越え連携・協働することも重要です。

また、少子高齢化が進行し、宇治市の就学前児童が減少していることや、家族構成の変化が進む中、子育てで悩み孤立する保護者の増加、発達障害等の特別な配慮を必要とする子どもや、医療的ケアを必要とする子どもたちへの対応、さらには、地域の実態や保護者の就労状況等に応じた子育て支援や幼児教育・保育の充実が求められるなど、今日的な課題への対応も必要です。

このようなことから、公立の幼稚園・保育所が家庭、地域をはじめ多くの就学前施設とも認識を共有し、社会全体で子どもの育ちを支えていくのか、またどのような役割を担っていくのかなどについて検討を行いました。

この度「宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）」として取りまとめましたので、市民の皆さんからのご意見等を募集します。今後、これらのご意見等を考慮して更なる検討を進めてまいります。

宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会

（事務局：宇治市福祉こども部保育支援課・

教育部教育支援センター学校改革推進課）

ご意見等の募集

第1 意見等を提出できる方

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本意見書案に利害関係を有するもの

第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

第3 提出先

- (1) 持 参 : 保育支援課(市役所2階)若しくは学校改革推進課(市役所6階)又は市民の声投書箱(図書館、公民館、コミュニティセンター等市民の主な公共施設に設置)
- (2) 郵 便 : 〒611-8501(住所省略可) 宇治市保育支援課又は学校改革推進課 宛
- (3) ファクシミリ : 0774-21-0408 又は 0774-21-0400
- (4) 電子メール : hoikuka@city.uji.kyoto.jp 又は gakkokai kaku@city.uji.kyoto.jp
- (5) インターネット
宇治市ホームページからもネット回答ができます。

QR
コード

第4 募集期間

令和4年7月15日(金)から令和4年8月13日(土)まで

第5 お問い合わせ先

パブリックコメントについての問合せは、保育支援課又は学校改革推進課までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「宇治市乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書(案)」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電話番号 : 0774-20-8732(保育支援課直通)
0774-20-8772(学校改革推進課直通)

ホームページ : <https://www.city.uji.kyoto.jp/>(宇治市トップページ)
宇治市トップページ 市政 情報公開 パブリックコメント

提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容(住所・氏名等)については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、後日宇治市ホームページに公表予定です。

「宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）」
に対する意見等記入用紙

住所（ 必須） （法人等は所在地）	〒 -	
ふりがな 氏名（ 必須） （法人等は名称及び代 表者氏名）		
該当するものに （ 必須）	在住、在勤、在学	市内に事務所を有する法人・個人等
	納税義務者	その他利害関係を有するもの

意見 等 記 入 欄	
------------------------	--

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については本市個人情報保護条例に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提出先

持参： **保育支援課**（宇治市役所 2 階）若しくは **学校改革推進課**（宇治市役所 6 階）又は市民の声投書箱（市内の主な公共施設に設置）

郵便： 〒611-8501（住所省略可） **宇治市保育支援課**又は **学校改革推進課** 宛

FAX： 0774-21-0408 又は 0774-21-0400

E-Mail： hoikuka@city.uji.kyoto.jp 又は gakkokaikaku@city.uji.kyoto.jp

「宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する 意見書（案）」に対する市民の皆様からの意見募集結果

「宇治市乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）」について、市民の皆様からご意見を募集しましたところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただいたご意見及びこれに対する宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会の考え方を、下記のとおり公表いたします。

意見募集期間

令和4年7月15日から令和4年8月13日まで

意見数及び意見提出者数

意見数 件

意見提出者数 人

意見及びこれに対する宇治市乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会の考え方

No	意見等の概要	あり方検討委員会の考え方
1		
2		
3		

宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書（案）に関する
パブリックコメント手続実施要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、「宇治市の乳幼児期の教育・保育の今後のあり方に関する意見書(案)（以下「意見書(案)」という。）」に関するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見提出対象者）

第2条 意見を提出することのできる対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、意見書（案）に利害関係を有するもの

（意見書案の公表）

第3条 宇治市乳幼児期の教育・保育の今後のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）は、意見書（案）を令和4年7月15日から令和4年8月13日までの間公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 保育支援課及び学校改革推進課の窓口並びに行政資料コーナーへの配架
- (3) その他委員会が適当と認める方法

（意見等の提出）

第4条 意見等の提出期間は、令和4年7月15日から令和4年8月13日までの間とする。

2 意見等の提出は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 保育支援課若しくは学校改革推進課への持参又は市民の声投書箱への投函
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) インターネット

3 意見等を提出するものは、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明記するものとする。

（意見等の考慮）

第5条 委員会は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、意見書（案）について決定を行うものとする。

2 委員会は、意見書（案）について決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する委員会の考え方を公表し、意見書（案）を修正した場合は、その修正内容を公表するものとする。ただし、宇治市情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 委員会は、前項の規定により委員会の考え方等を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとする。また、提出された意見等のうち、類似の意見等については、それらを取りまとめた上で回答を行うことができるものとする。

4 第2項の公表方法については、第3条第2項の規定を準用する。

附 則

この要項は、令和4年7月15日から施行する。